

吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領

制 定 平成24年11月13日

最近改正 平成28年4月1日

吹田市建設工事等暴力団対策措置要領（平成22年1月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、本市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (4) 有資格者 入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (5) 登録取下げ者 有資格者の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者をいう。
- (6) 契約相手方 公共工事等及び売払い等の契約の相手方をいう。
- (7) 下請負人等 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人及び受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。）
 - イ 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（アに該当する者を除く。）
- (8) 不当介入 暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は暴力的不当要求行為（暴力、暴言その他の不穏当な言動を伴って行われる法第9条第23号から第27号までに掲げる行為をいう。）をいう。
- (9) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

2 前項各号に定めるもののほか、この要領における用語の意義は、条例の例による。（入札参加除外措置等）

第3条 実施機関は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第16条に規定する吹田市公共工事等暴力団対策会議（同条を除き、以下「対策会議」という。）の議を経て、同表に定める期間、当該有資格者を本市が発注する公共工事等及び売払い等から除外する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、登録取下げ者及び入札参加除外措置を受けた有資格者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員とする共同企業体について準用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表の規定の適用については、同表中「有資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

3 実施機関は、前2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、別表に掲げる措置要件に応じ、同表に定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により入札参加除外措置を受けた入札参加除外者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、対策会議の議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

(1) 別表第1項に掲げる措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表第2項から第5項までに掲げる措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年

5 前項の場合において、実施機関は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札参加除外者に対して求めることができる。

（必要な措置の要求）

第4条 実施機関は、必要があると認めるときは、条例第8条第1項第8号の規定に基づき、対策会議の議を経て、有資格者及び登録取下げ者に対し、暴力団の排除等に関し必要な措置をとるよう求めることができる。

（一般競争入札からの排除）

第5条 実施機関は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札への参加を認めてはならない。

2 実施機関は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに際し、有資格者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 実施機関は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者にその旨を通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 実施機関は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 実施機関は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、その指名を取り消すものとする。

3 実施機関は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者にその旨を通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 実施機関は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府吹田警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等があった事業者

(共同企業体への準用)

第8条 前3条の規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体について準用する。

(下請負人等からの排除)

第9条 実施機関は、契約相手方が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許可してはならない。

2 実施機関は、契約相手方が前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(暴力団の排除に関する契約条項の整備)

第10条 実施機関は、条例第8条第1項第5号又は第6号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たっては当該契約書に暴力団の排除に関する条項を定めるとともに、当該契約相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を定めるよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第11条 実施機関は、本市の競争入札参加資格審査の申請に当たり、その申請者に対し、条例第8条第2項の規定により、暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を市に提出するよう求めるものとする。

2 実施機関は、契約金額が500万円以上の契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、当該契約相手方及び下請負人等(下請契約等に係る契約金額が500万円以上である者に限る。)が暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓

約書をそれぞれから徴収し、市に提出するよう求めるものとする。ただし、実施機関がその必要があると認めるときは、契約金額が500万円未満の契約相手方及び下請負人等に対しても、誓約書の提出を求めるものとする。

3 実施機関は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、対策会議の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合
当該認定をした日から2年

(2) 暴力団密接関係者（前号に規定する事業者を除く。）に該当すると認められる場合
当該認定をした日から1年

4 実施機関は、契約相手方が第2項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないものとする。この場合において、市長は、当該誓約書を提出しなかった有資格者に対し、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日施行）に基づき指名停止の措置を行うものとする。

（外郭団体等への協力要請）

第12条 市長は、入札参加除外措置を行ったときは、本市の外郭団体等（本市が出資その他財政支出、人的援助等を行う法人であって市長が定めるもの、本市との委託契約その他の契約に基づいて市の事務事業を行う者及び公の施設を管理する指定管理者をいう。）に対して入札参加除外措置に準ずる措置を行うよう求めるものとする。

（不当介入に対する措置）

第13条 実施機関は、契約相手方及び下請負人等から条例第8条第4項の規定による不当介入があった旨の報告を受けたときは、契約相手方又は下請負人に対し、不当介入を受けた旨を警察へ届け出るよう指導するものとする。

2 実施機関は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等及び売払い等の履行遅滞等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第14条 実施機関は、この要領の運用に当たっては、大阪府吹田警察署及び大阪府警察本部との密接な連携の下に行うものとする。

（入札参加除外措置の通知）

第15条 実施機関は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札参加除外措置、同条第4項の規定による入札参加除外措置の解除又は第11条第3項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

（吹田市公共工事等暴力団対策会議）

第16条 第3条第1項、第4条及び第11条第3項に規定する事項について審議するため、吹田市公共工事等暴力団対策会議を設置する。

（対策会議の組織）

第17条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、総務部担当の副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副議長は、総務部長をもって充て、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 危機管理監
- (2) 行政経営部長
- (3) 環境部長
- (4) 都市計画部長
- (5) 土木部長
- (6) 下水道部長
- (7) 水道部長
- (8) 教育委員会事務局学校教育部長

(対策会議の運営)

第18条 対策会議は、必要に応じ議長が招集し、その議長となる。

2 対策会議は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議は、警察職員等の捜査機関と密接な連携の下に運営するものとし、必要に応じてその職員に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 議長は、対策会議の審議結果を市長に報告するものとする。

5 対策会議の庶務は、総務部契約検査室において処理する。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、本市が締結する公共工事等及び売払い等の契約からの暴力団員及び暴力団密接関係者の排除に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>1 個人である有資格者又は法人である有資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 個人である有資格者又は法人である有資格者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	
<p>3 個人である有資格者又は法人である有資格者の役員等がいかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>4 個人である有資格者又は法人である有資格者の役員等が暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>5 個人である有資格者又は法人である有資格者の役員等が下請契約、再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1項から前項までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	